

尾道市長 様

監護相当・生計費の負担についての確認書

提出年月日	※受付確認年月日
令和●●●●	令和 ● ●

私は
計費
申立
注者

受給者が養育する児童及び経済的負担のある児童の兄弟等(18歳年度末以降、22歳年度末までの子)がおり、児童の兄弟等と児童手当対象児童(0歳から18歳年度末までの子)の合計人数が3人以上の場合に、当該児童の兄弟等について記入。

申立人 (受給者)	氏名 尾道 太郎	生年月日 昭和〇年〇月〇日
	住所 尾道市 △△△	進路が決まっていない場合は、 見込み(進学予定先や就職内定先)を

氏名 (ふりがな)	個人番号 (別居の場合)	続柄	生年月日	職業等 (いずれかに○) ※1	進学先・勤務先 ※2	卒業予定時期
おのみち いちろう 尾道 一郎	〇〇〇〇〇〇〇〇	子	平成 令和 〇・〇・〇	学生・無職・就労	〇〇大学	令和 〇年 3月
1 監護相当の状況 (同居・別居は住民票に基づく)			住所 (受給者と住民票上別居の場合)		申立人による生計費の負担の状況 (該当するものすべてに○)	
1 同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2 別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3 その他 ()			××県××市××町××番地		1 生活費 (食費、家賃等) 2 学費 3 その他 ()	
おのみち じろう 尾道 二郎		子	平成 令和 〇・〇・〇	学生・無職		
2 監護相当の状況 (同居・別居は住民票に基づく)			就職活動中や浪人中の子については無職にしてください。		実際に金銭を送金していなくても、定期的に食料などの物資を提供している場合、それが子の日常生活の全部又は一部を営むために必要で、かつ、それを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、生計費を負担していることに該当します。	
1 同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2 別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3 その他 ()					1 生活費 (食費、家賃等) 2 学費 3 その他 (健康保険の扶養)	
3 その他の場合、監護相当の状況を詳しく記入してください。ただし、監護相当だと認定できない場合があります。						
3 監護相当の状況 (同居・別居は住民票に基づく)			住所 (受給者と住民票上別居の場合)		申立人による生計費の負担の状況 (該当するものすべてに○)	
1 同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている					1 生活費 (食費、家賃等)	

場合によっては請求者の監護相当の状況や生計費の負担の状況について証明書類を求める場合があります。

※1 学生がアルバイト等をしている場合は学生に○をつけてください。

※2 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後(高等学校卒業後)の進路が決まっていない場合は、見込み(進学予定先や就職内定先)を記入してください。

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

注意

- 1 この確認書は、受給者（請求者）が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は維持することをいいます。）する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）及び経済的負担（監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っていることをいいます。）のある児童の兄弟等（18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）の合計人数が3人以上の場合に、当該児童の兄弟等について記入の上、提出して下さい。
- 2 この確認書は、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、以下に掲げる者を除いた者について記載してください。
 - ① 児童福祉法に規定する延長者
 - ② 児童自立生活援助を受けている者（2か月以内の期間を定めて行われる援助を除く。）
 - ③ 母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設又は女性自立支援施設に入所又は入院している者（2か月以内の期間を定めて行われる入所を除き、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属する者に限る。）
- 3 生計費の負担をしていることとは、あなたの収入により日常生活上の全部又は一部を営んでおり、かつこれを欠くと通常的生活水準を維持することができないことをいいます。
- 4 「職業等」の欄については、学生、無職以外の者（有職者を含む。）はその他に○をつけてください。また、学生等がアルバイト等をしている場合は学生に○をつけてください。
- 5 「通学先」の欄及び「卒業予定時期」の欄については、「職業等」の欄で学生に○をつけた場合のみ記載してください。「卒業予定時期」の欄については提出時点での予定時期を記載してください。
- 6 この確認書を、記載に係る子の18歳に達する日以後の最初の3月31日の到来前に提出する場合には、提出時点における監護相当・生計費の負担の状況の見込みを記載してください。「見込み」には、進学予定先や就職内定先のほか、進学先又は就職先が決まっていない場合の「未定」を含め記載して差し支えありません。